



新津第一小学校通信

もみじ



令和3年9月30日発行
No.14
児童数 414人

<http://www.niitsuiti.city-niigata.ed.jp>

SNS，オンラインゲーム利用環境の再確認を

最近、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を介したトラブルがニュースで報道されることが多くなっています。つい最近も、東京都では学校が貸与しているタブレットを使っていじめが発生し、痛ましい事件が起きたことが報道されたばかりです。

学校で日常的にPCやタブレットを含むICT機器を使うということは、こうした機器の良さを学ぶと同時に、危うさを知り、警戒感を持って扱う情報モラルも併せて身に付けなければなりません。学校では、インターネットにつながることができるタブレットを「諸刃の剣（もろはのつるぎ）」と捉え、子どもたちに便利な道具として、学習での使い方の指導をすると同時に、「タブレット使用のきまり」を作成、周知・徹底し、間違った使い方をしないように指導を重ねています。先日も、子どもたちの様子から「使用のきまり」について徹底するよう、教職員で確認をしたところです。

そのような中、子どもたちの間で使われているSNS、オンラインゲームに関連して、本校でも心配なトラブルが起きています。問題が起きた時に学校に相談が持ち込まれることが多くありますが、スマホを持たせるのも、SNS環境やオンラインゲームの利用に制限を掛けるのも、おうちの方々のご判断にお任せするしかありません。そこで、トラブルが多く発生しているSNSやオンラインゲームの危険性とご家庭でのトラブル予防策について紹介し、注意喚起したいと思います。以下の資料にあるように、オンラインゲームやアプリには、小学生には扱いきれない問題を含むものがあるようです。これを機に、お子さんの周辺のSNS、オンラインゲーム利用の環境について、再確認をお願いいたします。

【資料①】

オンラインゲーム「フォートナイト」

オンラインで100人まで戦え、最後の生き残りを懸けて戦うバトルロワイヤル（自分または仲間以外はすべて敵という状況で戦い、生き残った者が勝者となる形式）系のゲーム。ボイスチャットを使って相手と話しながらゲームができるため、ゲームの最中に「死ぬ！消えろ！」等の暴言を使う子どもが多く、その様子を見た保護者の間で問題視されている。また、生き残りをかけて争うため、チームにとって足手まといになった子に対して「キック」という「仲間はずし」にしたりすることが盛んに行われ、ゲームを離れて現実の友達関係の悪化につながる等、問題になっている。さらに、ゲームをする度にキャラクターの性別や肌の色などがランダムに変わってしまう設定のため、「スキン」という「見た目」を固定するために「お金を支払う（課金する）」必要がある仕

組みになっている。そのため、高額な課金を保護者にねだるという事例も発生している。

CERO（コンピュータ・エンターテインメント・レーティング機構）という審査機構は、このゲームに対して「15歳以上を対象とする表現内容が含まれている」という審査結果を出している。つまり、性犯罪を誘発する可能性のある「性表現」、殺傷や出血描写を含む「暴力表現」、犯罪描写や非合法的行為等につながる可能性のある「反社会的行為表現」、「死ぬ」「殺せ」等の不適切な言語の使用に関する「言語・思想関連表現」等の基準に照らして、「15歳以下の子どもたちが使用するには不適切」という審査が出ているゲームアプリである。



「フォートナイト」は
CERO審査、Gです

【資料②】

チャットアプリや動画投稿アプリの危険性

小学生の間でもチャットや動画投稿が流行り始めている。「TikTok」は人気の音楽を使い、流行っている振り付けを真似するだけでいいので、小学生でも気軽に投稿、発信できるという特徴がある。「LINE」は、親公認で使わせている状況も見られ、小学生にとっても敷居が低くなっている。しかし最近、「TikTok」でわいせつ目的の誘拐事件に巻き込まれたり、「LINE」で誹謗・中傷をしたり、されたりして友達同士でトラブルになる、という事案が頻発し、小学生に使わせる際には保護者の判断が問われる。

子どもの被害が続いているSNSアプリでは、年齢登録を必須にしてトラブル防止に努めているという。現在、「TikTok」に関しては13歳以下は登録できない。しかし、以前から利用していた子どもはそのまま利用できる、年齢を偽って登録すれば利用できる等、抜け穴をついて利用し、トラブルに逢っているケースが多く見られるという。

おうちの方ができるトラブル予防策として、

以下のようなサービス、機能があります。

フィルタリングサービス

現在、18歳未満のSNS利用者は、フィルタリングサービスの利用が義務化されています。しかし、お子さんに請われるままに解除してしまうケースもあり、トラブルに巻き込まれた事例の約90%がフィルタリング未使用の状態だったそうです。

ペアレンタルコントロール機能

フィルタリングサービスを利用した、子どもによるパソコンやスマホ、携帯、ゲーム機などの情報通信機器の利用を、親が制限する取組のことをいいます。学校で使用しているタブレットについても、webサイトの閲覧制限やアプリの利用制限が掛かっており、監視の目が届く状態になっています。ご家庭で利用できるペアレンタルコントロールソフトも市販されており、利用が拡大しているそうです。ペアレンタルコントロールソフトを使うと、子どものスマートフォンからの不適切なWebサイトへのアクセスを遮断したり、検索履歴を表示したり、web検索結果に不適切なコンテンツを表示させないようにしたりする「webガード機能」、子どもが使えるアプリをモニタリングし、利用すること自体や、利用時間を制限することができる「アプリケーションガード機能」、居場所を確認し、通知してくれる「所在確認機能」等が使用できるようになります。※それぞれのソフトによって一部機能が異なるので、注意が必要です。

（文責：生活指導主任 内海）

